

「ソフトウェア使用許諾契約書（F C コンシェルジュ）」新旧対照表

改定前	改定後（2016年7月20日）
<p>第4条（本ソフトウェアが送信する情報及び取り扱い）</p> <p>1.（省略）</p> <p>2.（省略）</p> <p>3.（省略）</p> <p>4. 前項にかかわらず、当社らは、当社らが取得した第1項の情報等について、お客様への発送業務その他当社らの業務を委託することを目的として、当社らのグループ会社である福井コンピュータホールディングス株式会社及び福井コンピュータスマート株式会社を含む福井コンピュータグループ各社（以下、単に「福井コンピュータグループ各社」といいます。）に開示・提供することがあります。この場合、当社らは、福井コンピュータグループ各社に対して本契約と同等の義務を負わせるものとします。</p> <p>5.（省略）</p>	<p>第4条（本ソフトウェアが送信する情報及び取り扱い）</p> <p>1.（省略）</p> <p>2.（省略）</p> <p>3.（省略）</p> <p>4. 前項にかかわらず、当社らは、当社らが取得した第1項の情報等について、お客様への発送業務その他当社らの業務を委託することを目的として、当社らのグループ会社である福井コンピュータホールディングス株式会社、福井コンピュータスマート株式会社、福井コンピュータドットコム株式会社及び株式会社ザ・システムを含む福井コンピュータグループ各社（以下、単に「福井コンピュータグループ各社」といいます。）に開示・提供することがあります。この場合、当社らは、福井コンピュータグループ各社に対して本契約と同等の義務を負わせるものとします。</p> <p>5.（省略）</p>